

ふれまい。

第51号



2016.9



公益社団法人 津法人会

法人番号で



わかる。



つながる。



ひろがる。

『世界中で使える』

海外との取引でも
使えるよ。

『いつでも・どこでも』
スマホでも、
法人番号を調べる
ことができるよ。

『かんたん・便利に』
取引先の住所などの
入力作業がかんたん。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

法人番号使ってる? 使い方次第で広がるビジネスチャンス!

法人番号公表サイト

検索

QRコード対応の携帯電話をお使いの方は、
こちらからアクセスしてください。



詳しく知りたい方は、

国税庁法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/> にアクセス

残暑お見舞い申し上げます



会長 竹林武一

副会長 鈴木秀昭

〃 中川千恵子

〃 友清勲男

〃 辻正敏

〃 橋本幸司

〃 伊藤歳恭

青年部会長 山路貴裕

女性部会長 廣田都

[法人会の理念]



法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

●●● 津法人会のホームページアドレス ●●●
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>



ごあいさつ

津税務署長 川 村 俊 明

公益社団法人津法人会の皆様方には、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は税務行政全般にわたり深い御理解と格別の御協力を賜り、心から御礼申し上げます。

本年7月の定期人事異動により、名古屋国税局総務部人事第二課長から津税務署長を拝命いたしました川村でございます。前任の池田同様、よろしくお願ひ申し上げます。

私は津税務署での勤務は初めてでございますが、当地は県庁所在地として三重県の行政、文化、教育の中心地であるとともに、自然環境に恵まれた気候温暖で人情味あふれる土地柄であると伺っており、今回、勤務する機会を得ましたことを大変光栄に思っております。

さて、津法人会は、昭和29年の発足以来、多年にわたり法人会の「基本的指針」に則り、会員の皆様方のニーズに合った事業活動を展開され、税務研修会はもとより、租税教育に重点を置いた税に関する広報活動にも御尽力いただいておりますことに感謝申し上げる次第であります。中でも、女性部会が主管の小学生低学年を対象とした税金クイズと映画鑑賞会を組み合せたイベントや、青年部会が主管の小学5年生を対象とした租税教室の開催は、地域に根付いた取り組みとして定着しており、このような活動を積極的に展開されておられます会員の皆様方に深く敬意を表しますとともに、これからも税知識の普及・納税意識の向上に向けた取り組みの継続的な実施をお願いしたいと存じます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化及び経済社会の国際化・高度情報化の更なる進展により大きく変化しております。

このような状況のもと、社会保障・税番号制度が導入され、さらに改正消費税法については、安倍総理から「消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入を平成31年10月まで延期する」などの発表が行われました。

いずれにいたしましても、私どもは税法の執行機関であり、定められた制度を円滑に導入、実施していくことが役割でございます。

今後も必要な情報につきましては、隨時、皆様方にお知らせしてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解・御協力の程よろしくお願ひいたします。

また、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現していくためには、皆様方とこれまで以上に連携・協調を図っていく必要があると考えており、この度、全国的な取り組みとして、今後の会活動における「連携・協調策」を共に検討・実施していくことといたしました。

具体的には、法人会のニーズに応じた各種説明会等への積極的な講師派遣、法人会が開催するイベントへの署幹部の積極的な参画、法人会が主導する自主点検チェックシートの普及の推進など、津法人会の事業活動がより充実するよう、皆様方と意思疎通を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

さらに、e-Taxにおいては、利便性向上のための施策として、本年4月から添付書類のイメージデータによる提出なども可能となりましたので、更なる普及・拡大に向けた国税組織の取り組みに対しまして、御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人津法人会のますますの御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます

津税務署



署長 川村 俊明氏



筆頭副署長 橋本 貴好氏



副署長 黒田 肇氏



筆頭特別国税調査官 天池 吉彦氏



特別国税調査官 大神 崇朗氏



法人課税 第一統括官 廣瀬 勝之氏



法人課税 第二統括官 丸橋 孝二氏



法人課税 第三統括官 森本 真氏



法人課税 連絡調整官 仲間 重之氏

津税務署(新)幹部プロフィール

- ① 出身地
- ② 前任署
- ③ 津税務署への勤務と津の印象
- ④ 法人会員へ一言
- ⑤ 法人会への要望
- ⑥ 趣味・モットー



◎ 署長

川 村 俊 明 氏

- ① 岐阜県中津川市
- ② 名古屋国税局 総務部 人事第二課長
- ③ 津税務署の勤務は初めてです。

元気のある三重県を支えている中心地であり、海と山に囲まれた落ち着きある街であると感じています。また、これから余暇を利用して、各地に出向いて歴史ある津市の魅力に触れて行きたいと思います。

- ④ 会員の皆様には、ご多忙の中、法人会活動を含め、税務行政全般に対して、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。
- ⑤ 引き続き魅力ある活発な社会貢献活動等と、組織力強化のための会員増強を期待しております。
- ⑥ 趣味は毎朝の散歩、スキー、釣り、バス旅行などです。

モットーは、常に明るく、楽しく、元気に、そして行動力です。



◎ 副署長

黒 田 肇 氏

- ① 三重県桑名市
- ② 四日市税務署 総務課長
- ③ 津税務署は平成20年に個人一統括で勤務以来2度目の勤務となります。

津は、三重県の行政・教育・文化の中心地であるとともに、海山に囲まれた自然豊かな町という印象です。

- ④ 日頃の税務行政に対する御理解と御協力に感謝申し上げますとともに、地域の活性化のけん引役として益々の御活躍を祈念いたします。
- ⑤ 関係民間団体のリーダーとして、さまざまな会活動を通じて、魅力ある会づくりに励んでいただきたいと思います。
- ⑥ 趣味は特にありませんが、頭が錆びないうちに色々な資格を取得したいと思っております。

「何事もやるからには結果を出す。」をモットーに日々精進しております。

どうぞよろしくお願ひいたします。



◎ 筆頭特別国税調査官

天 池 吉 彦 氏

- ① 岐阜県関市（刃物の街です）
- ② 名古屋国税局 査察部 査察総括第二課 総括主査
- ③ 三重県での勤務は初めてとなります。
前任署の仕事の関係で、津地方検察庁にはよく来ていましたが、
自然に恵まれた住みやすい街との印象を持っています。
- ④ 日頃から税務行政にご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。
- ⑤ 今後とも、税務行政のよき理解者として活動をお願いいたします。
- ⑥ 趣味は登山、ウォーキングです。登山は百名山から低山まで。ただし冬山はリスクがあるのでやりません。津市の山では錫杖ヶ岳、経ヶ峰に登頂したことがあります。
ウォーキングは休日に市内のあちこちを散策がてら回っており、平日はウォーキング代わりに通勤電車の中で約1時間程つま先立ちをしております。（本當です！）
モットーは、「有言実行」です。電車内でのつま先立ちを職員に公言し、実行しております。



◎ 法人課税第一部門統括国税調査官 廣瀬勝之氏

- ① 石川県河北郡（現在は、名古屋市在住）
- ② 浜松東税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官
- ③ 初めての三重県勤務が津税務署となります。
落ち着いた雰囲気の街並み、人柄の良さを感じます。
- ④ 日頃から税務行政に対しまして、一方ならぬ御支援を賜り厚く御礼申し上げます。
- ⑤ 役員会等での出会いを大切にし、貴重な御意見・御要望等をお聞かせいただきたく存じますので、よろしくお願いいたします。
- ⑥ これといった趣味はありませんが、運動不足解消のため週1回はゴルフ練習場で汗をかくようにしています。
モットーは、「元気」「気合い」そして「勢い」。



◎ 法人課税第三部門統括国税調査官 森本真氏

- ① 三重県伊勢市
- ② 名古屋中村署 法人課税第四部門 統括国税調査官
- ③ 津税務署への勤務と津の印象
今回の異動で津税務署は3度目の勤務になり、通算6年目となります。
津は人柄も良く、街並みも穏やかな印象があります。
- ④ 税務行政につきまして日頃からご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
- ⑤ 活発な活動を展開され、今後とも税務行政の良き理解者としてご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ⑥ 現在脚を痛めて休んでいますが、暇があれば山を歩いています。
何事も「なんとかなるさ」とポジティブ思考で取り組んでいきたいと思います。

第4回 通常総会

公益社団法人津法人会の第4回通常総会は、5月30日(月)津都ホテルに於いて、津税務署長 池田 永様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催され、司会 宮木総務委員長の「開会のことば」で始まり、来賓紹介、会長挨拶のあと竹林会長を議長に選出し、議事に入りました。

第1号議案「平成27年度収支決算報告承認の件（監査報告）」について事務局から説明があり、議場に諮り満場一致で承認。続いて第2号議案「役員選任承認の件」について議場に諮り満場一致で承認されました。次に「平成27年度事業報告」と「平成28年度事業計画と収支予算」について報告がされました。

また優秀経理担当者表彰として7名の方ならびに研修会優良出席会員表彰として1社に竹林会長から表彰状と記念品が贈呈されました。

最後に、来賓を代表して津税務署長 池田 永様、三重県津総合県税事務所長 篠原 誠様、津市長 前葉泰幸様から祝辞を賜り盛会のうちに終了しました。

引き続き、記念講演として経済ジャーナリスト渋谷和宏氏をお招きし「これから注目されるビジネスとは」と題して講演を行いました。



<記念講演>

『これから注目されるビジネスとは』

講師 経済ジャーナリスト 渋谷 和宏 様



<表彰>



[優秀経理担当者表彰]

(順不同・敬称略)

氏名	会社名	氏名	会社名
池山 悅子	(株)中尾製作所	瀬口 和芳	中部電力(株)三重支店
伊藤 祐基	三重交通(株)	中野 仁充	三重県醤油味噌工業協同組合
木下 果映	(株)ジャパンスポーツ運営	橋倉 徹	ダイヤ燃商(株)
倉光 優次	旭電器工業(株)		

[研修会優良出席会員表彰]

会社名	氏名
株式会社 ニッセイ	代表取締役 長谷 清文 様

平成28年度事業計画

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

● 基本方針 ●

公益社団法人津法人会は、定款の目的に則り健全な公益団体として、組織・財政基盤の確立に努めつつ、税務当局をはじめ関係民間団体との協調のもとに納税意識の向上に努めるとともに、よき経営者を目指す者の団体として会員の積極的な自己啓発を支援し、これを通じて税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献します。

また、公益法人制度改革の関連法を踏まえ、法人会の一層の公益性・透明性を確保し、安定的な財政基盤、活力ある組織を目指し、積極的に事業活動を展開し法人運営の適正化を図ります。

現在法人会が直面している問題として組織の維持及び財政基盤の確立のための会員増強が有ります。また、当会においては従来から法人会の目的を遂行するため様々な事業に積極的に取り組んできましたが、簡保手数料の減少により従来通りの事業運営は困難となりつつあります。

その結果、従来から実施されてきた事業全般を見直すとともに、信頼される法人会として①社会貢献活動及び魅力ある研修活動の展開、②極めて公益性の高い事業の充実、③組織・財政の充実強化に努めたいと存じます。

平成28年度の事業計画は次のとおりです。

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図る為の事業（公1）

【事業の趣旨】

本会は、名古屋国税局より社団法人の許可を受け、創設以来今日に至るまで、税に関する研修会や説明会、税情報の発信などの事業をおこなうことで税知識の普及に努め、税に関する各種コンクールや租税教室、租税教育活動などの事業を行うことで納税意識の高揚に努め、また、税制・税務に関する提言などの事業を行なうことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

【事業の内容】

(1) 税知識の普及を目的とする事業

① 税務研修会

自宣に合わせて税制改正、法人税の申告や確定申告・年末調整の解説など正しい税知識の普及に関して、本会、支部、青年部会、女性部会がそれぞれ企画し、津税務署の担当官や税理士などの税の専門家による研修会やセミナー、説明会を開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

〔本会〕

(イ) 税制改正セミナー

津商工会議所と共に税制改正に関する説明会を開催する。

(ロ) 改正税法説明会

津税務署法人課税担当官が講師になり改正税法の説明会を開催する。

〔支部〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

〔青年部会〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

〔女性部会〕

津税務署法人課税担当官が講師になり国税等に関する研修会を開催する。

② 決算法人説明会

各決算月の法人を対象に、決算や税務申告の留意点についての説明会を開催することで適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

③ 新設法人説明会

津税務署管内に新しく設立された全法人を対象に、事業の開始に際しての法人税法の留意点・税務上必要な申請・届出等についての説明会を津税務署と開催することで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

④ ホームページ及び広報誌による税情報の発信

本会のホームページでは、各種研修会、講演会の開催状況を掲載するとともに、税に関する情報等(改正税法等)を掲載する。

また、本会の広報誌「ふれあい」に津税務署、三重県津総合県税事務所、津市役所提供的税に関する情報、改正事項、連絡事項等を掲載する。

上記のような税情報の発信を通じて、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

本会は、健全な納税者団体として税金の仕組みや税の使われ方を教育する租税教育活動を通じて納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

① 夏休み親子映画会

本会の女性部会が主管となり、津税務署管内の小学低学年の親子を対象にした租税教育として税金クイズを行いながら税金の使途の説明を行うことで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。多くの方に来場してもらうためにアニメ等の上映をあわせて行なう。

② 税に関する絵はがきコンクール

女性部会が主管となり、津税務署管内の小学高学年を対象として「税に関する絵はがきコンクール」を実施する。

応募作品の内容は、税に関する絵(税金で造られた建物・施設、税金で購入されている物品、税金で行われている仕事等)を、絵はがきに書くことで、楽しみながら納税意識の高揚を図ることを目的とする。

③ 租税教室

青年部会が主管となり、津税務署管内の小学5年生を対象に、毎年10校程度を訪問し租税教育用DVDの上映や税金の使途等を解説する。小学生が楽しみながら税の必要性や税を身近に感じるような納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

④ 「税を考える週間」広報活動

国税庁が毎年11月11日から11月17日までの間に行う「税を考える週間」における行事の一環として、本会を含む津税務連絡協議会として「中・高校生の税に関する作文」、「小・中学生の税に関する標語」、「小学生の税に関する習字」の展示及び優秀作品への表彰を行う事で納税意識の高揚に努めることで、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

⑤ 「税の広場」における租税教育活動

津祭りなどの地域イベントに際して、「税の広場」(津税務連絡協議会)として租税教育活動を行う。本会は特に来場者に対して税金クイズを実施し、楽しみながら税の大切さを学んでもらう事で納税意識

の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(6) 租税教育用下敷き等の配布活動

津税務署管内の小学5年生を対象に、国と津市の税金の使途を解説した下敷きや税に関するパンフレットを配布することで納税意識の高揚を図る活動を行い、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与することを目的とする。

(3) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

会員を中心に税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人三重県法人会連合会を通じて全法連に上申する。税制及び税務に関する提言は、すべての企業に関連した内容となっている。全法連では、決議された要望事項を有効なものとするため国レベル、単位会（各法人会）レベルで関係機関等に対し要望している。本会では、法人会全国大会で発表された税制及び税務に関する提言を津税務署管内の国会議員、三重県、三重県議会、津市、津市議会に提出している。

また、全国青年の集い、全国女性フォーラム、青年部会連絡協議会・女性部会連絡協議会では、税制、財政及び地域社会の健全な発展等法人会の目的を達成するための情報交換、意見交換並びに議論を行う。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業（公2）

【事業の趣旨】

法人会では、地域に根ざす法人会の活動の重要な柱の1つとして、平成4年から「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」することを基本的指針に掲げている。そして、平成8年度より全国の法人会が各地域において社会貢献事業を積極的に行うこととなった。本会も、津税務署管内の地域企業の経営に役立つ簿記講座や研修会の開催を通じた「地域企業の健全な発展に資する事業」を実施し、また、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し「地域社会への貢献を目的とする事業」を行うことで、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

【事業の内容】

(1) 地域企業の健全な発展に資する事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域経済の活性化を図るために、その地域に存する地域企業が健全な発展をし、納税や雇用機会を確保することが必要不可欠と言える。そのため、次の活動を行う事によって地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

① 初級複式簿記講座

津税務署管内の全法人で新たに経理担当者になったもの、新採用者を対象に具体例による複式簿記を学習し、誤りのない経理処理により企業会計を健全なものとする講座として津商工会議所と共に実施し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

② 経営研修会

本会、支部、青年部会、女性部会単位で、環境関係、社会保険関係、法律関係、資金融資関係、健康関係及びモチベーションアップ関係の経営に役立つ項目についての研修を企画・開催し、地域企業の健全な発展に貢献することを目的とする。

(2) 地域社会への貢献を目的とする事業

本会が存する津税務署管内を中心とした地域住民に対して、次のような事業を実施し、地域社会への貢献を目的とする事業である。

① 講演会及び研修会

地域社会への貢献を目的として、毎年選定したテーマに基づき他で講演等の実績のある講師や専門家を招いて、健康、文化や芸術等に関する講演会や研修会を行う事を通じて、地域社会への貢献を目的とする。

② 地域におけるボランティア活動

地域住民が参加しやすいボランティア活動の場の提供をしたりすることを通じて、地域社会への貢献

を目的とする。具体的には、使用済みインクカートリッジの回収活動、古切手等の収集を女性部会の研修会等において実施し、公益財団法人ジョイセフ（英文名称：JOICFP）を通じて、途上国の妊産婦や女性を守る活動に参加する機会を提供する。

II 収益事業等

1. 会員の福利厚生等に資する事業（収1）

(1) 保険事業

団体加入による優遇制度を利用した本会会員企業・経営者等への経営者大型総合保障制度やがん保険制度への加入を推進している。本会会員企業は、団体保険料により割安な保険料で加入することが出来る。

(2) 貸倒保証制度の普及・推進

会員企業の取引先の法的な倒産、もしくは遅延等の発生により売上債権が回収できなくなった場合、会員企業が被る損害の一定部分をカバーする貸倒保証制度の普及・推進を行う。

(3) 提携ローンの案内・周知

株式会社百五銀行（百五ビジネスローン）に借入を希望する会員が利用できる制度の案内・周知を行う。

(4) 生活習慣病健診

会員企業の経営者、従業員、家族を対象として健康な日々を送るため、財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による生活習慣病健診を実施する。

2. 会員の交流に資するための事業（他1）

(1) 会員交流事業

① 情報交換会

本会及び各部会は、総会や理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

② 支部施設等見学会

支部ではバスなどを利用し、施設等の見学会を行う。車中では津税務署で借用したDVDの映写による納税意識の高揚を図るなど税に関する知識を深めるとともに、参加者の交流を深めることを目的とする。

③ 部会企業交流会

イ 青年部会

税務研修や経営研修等の終了後に、参加者の一層の親交を深めることを目的とする。

ロ 女性部会

バスなどを利用し、施設等の見学会を行う。車中では税金クイズを行い、税に関する知識を深めるとともに参加者の交流を深めることを目的とする。

④ その他の事業

県連各委員会・専務理事会終了後、当年度の活動方針、重点施策等について他の単位会と協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

3. 会員増強事業

理事、支部役員、部会役員懇談会

本会の運営に携わっている役員、支部役員並びに部会役員等が、当年度の活動方針、重点施策等につき協議を行い、目標実現に向け意思統一を行うことを目的とする。

平成28年度 収支予算書(損益ベース)

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:円)

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1	1,250	1,250	0
基本財産受取利息	2	1,250	1,250	0
受取会費	3	15,579,000	15,579,000	0
正会員受取会費	4	15,550,000	15,550,000	0
賛助会員受取会費	5	29,000	29,000	0
事業収益	6	4,750,000	4,750,000	0
研修事業収益	7	980,000	980,000	0
広報事業収益	8	120,000	120,000	0
福利厚生事業収益	9	550,000	550,000	0
会員親睦事業収益	10	3,100,000	3,100,000	0
受取補助金等	11	11,009,100	10,697,700	311,400
受取県連補助金	12	250,000	250,000	0
受取全法連助成金振替額	13	10,759,100	10,447,700	311,400
受取負担金	14	1,730,000	1,730,000	0
受取負担金	15	80,000	80,000	0
青年部会受取負担金	16	750,000	750,000	0
女性部会受取負担金	17	900,000	900,000	0
雑収益	18	152,000	152,000	0
受取利息	19	2,000	2,000	0
雑収益	20	150,000	150,000	0
経常収益計	21	33,221,350	32,909,950	311,400
(2) 経常費用				
事業費	22	28,938,000	27,175,600	1,762,400
役員報酬	23	0	594,000	-594,000
給料手当	24	7,290,000	6,750,000	540,000
臨時雇賃金	25	0	0	0
退職給付費用	26	27,000	90,000	-63,000
福利厚生費	27	1,331,400	1,332,000	-600
会議費	28	2,580,000	2,580,000	0
旅費交通費	29	3,860,000	3,960,000	-100,000
通信運搬費	30	1,240,000	890,000	350,000
減価償却費	31	585,000	9,000	576,000
消耗品費	32	690,000	690,000	0
修繕費	33	180,000	180,000	0
印刷製本費	34	2,900,000	2,900,000	0
燃料費	35	67,500	67,500	0
水道光熱費	36	283,500	283,500	0
賃借料	37	1,166,400	1,166,400	0
保険料	38	63,000	63,000	0
諸謝金	39	1,680,000	1,580,000	100,000
租税公課	40	13,500	13,500	0
支払負担金	41	960,000	960,000	0
委託費	42	350,000	350,000	0
会場費	43	1,650,000	1,650,000	0
表彰費	44	41,000	41,000	0

リース料	45	1,170,000	216,000	954,000
事務所管理費	46	434,700	434,700	0
支払手数料	47	220,000	220,000	0
雑費	48	155,000	155,000	0
管理費	49	4,220,400	3,823,400	397,000
役員報酬	50	0	66,000	-66,000
給料手当	51	810,000	750,000	60,000
臨時雇賃金	52	0	0	0
退職給付費用	53	3,000	10,000	-7,000
福利厚生費	54	148,000	148,000	0
会議費	55	420,000	420,000	0
旅費交通費	56	40,000	40,000	0
通信運搬費	57	400,000	160,000	240,000
減価償却費	58	65,000	1,000	64,000
消耗品費	59	210,000	210,000	0
修繕費	60	20,000	20,000	0
印刷製本費	61	530,000	530,000	0
燃料費	62	7,500	7,500	0
水道光熱費	63	31,500	31,500	0
賃借料	64	129,600	129,600	0
保険料	65	7,000	7,000	0
諸謝金	66	20,000	20,000	0
租税公課	67	1,500	1,500	0
支払負担金	68	300,000	300,000	0
委託費	69	30,000	30,000	0
会場費	70	120,000	120,000	0
広告宣伝費	71	130,000	130,000	0
渉外慶弔費	72	60,000	60,000	0
表彰費	73	79,000	79,000	0
リース料	74	130,000	24,000	106,000
事務所管理費	75	48,300	48,300	0
支払手数料	76	460,000	460,000	0
雑費	77	20,000	20,000	0
経常費用計	78	33,158,400	30,999,000	2,159,400
当期経常増減額	79	62,950	1,910,950	-1,848,000
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	80	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	81	0	0	0
当期経常外増減額	82	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	83	62,950	1,910,950	-1,848,000
法人税、住民税及び事業税	84		0	0
当期一般正味財産増減額	85	62,950	1,910,950	-1,848,000
一般正味財産期首残高	86	17,274,086	15,363,136	1,910,950
一般正味財産期末残高	87	17,337,036	17,274,086	62,950
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等				
受取全法連助成金	88	10,759,100	10,447,700	311,400
一般正味財産への振替額	89	-10,759,100	-10,447,700	-311,400
当期指定正味財産増減額	90	0	0	0
指定正味財産期首残高	91	0	0	0
指定正味財産期末残高	92	0	0	0
III 正味財産期末残高	93	17,337,036	17,274,086	62,950

平成28年度

税制改正のあらまし

(法人税関係抜き)

① 法人税率の引下げ

法人税の税率が平成28年度から23.4%（改正前23.9%）、平成30年度から23.2%に引き下がられます。

これに併せて、法人事業税所得割の税率も引き下げられたため、法人実効税率は次のとおりとなります。

	改正前	改正後	
		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
(参考) 大法人向け法人事業税所得割 *地方法人特別税を含む *年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
(参考) 国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%

適用時期

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

② 減価償却制度の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期間にわたり安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定率法が廃止され、「建物」と同様に定額法に一本化されました。

また、「鉱業用減価償却資産」のうち、建物、建物附属設備、構築物については、定額法または生産高比例法との選択制となりました。なお、リース期間定額法、取替法等は存置されます。

	改正前	改正後
建物	定額法	同左
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	同左
鉱業用減価償却資産 (建物、建物附属設備、構築物に限る)	定額法 or 定率法 or 生産高比例法	定額法 or 生産高比例法

適用時期

平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

③ 欠損金の繰越控除制度の見直し

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において生じた欠損金を翌事業年度以降に繰り越し、その事業年度の所得から控除する制度です。平成27年度税制改正では、大法人に対する欠損金の繰越控除限度額割合の引き下げが行われましたが、今回の改正で、企業経営への影響を平準化する観点からさらなる見直しが実施されました。

(1) 中小法人等以外（大法人）の欠損金の繰越控除割合の見直し

中小法人等以外の法人における青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金、連結欠損金の繰越控除制度における繰越控除割合について、縮減期限を平成30年度まで延長するとともに、次のとおり見直されました。

		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
控除限度 限 度	改正前	繰越控除前の 所得金額の65%	繰越控除前の 所得金額の50%	繰越控除前の 所得金額の50%
	改正後	繰越控除前の 所得金額の60%	繰越控除前の 所得金額の55%	繰越控除前の 所得金額の50%

(2) 中小法人等の場合

中小法人等（注）における欠損金の控除限度額は、所得金額の100%のまま変更ありません。

（注）中小法人等とは、次の法人をいいます。

- ① 普通法人のうち、各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの。なお、投資法人、特定目的会社、受託法人、相互会社、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除きます。
- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

(3) 繰越期間の延長

青色申告書を提出した事業年度の欠損金、災害損失金及び連結欠損金の繰越期間を10年とする施行時期が平成30年4月1日以後に開始する事業年度とされました。

また、欠損金の繰越控除の適用に係る帳簿書類の保存期間、欠損金額に係る更正の期間制限、欠損金額に係る更正の請求期間についても、平成30年4月1日以後に開始する事業年度から10年とされました。

		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
控除限度 限 度	改正前	9年	10年	10年
	改正後	9年	9年	10年

適用時期

(1)の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

(3)の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

④ 生産性向上設備投資促進税制の廃止

生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（生産性向上設備投資促進税制）は適用期限をもって廃止することとされました。同制度は、平成26年度税制改正で措置されたものですが、平成28年4月から縮小され、平成29年3月31日をもって廃止されます。

また、中小企業投資促進税制において、生産性向上設備投資促進税制の特定生産性向上設備に該当する機械装置等を取得した場合の即時償却及び税額控除率の上乗せ措置は平成29年3月31日までの適用となります。

縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押しすることが目的です。

		平成28年3月31日まで	平成29年3月31日まで
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	

適用時期

平成29年3月31日をもって廃止されます。

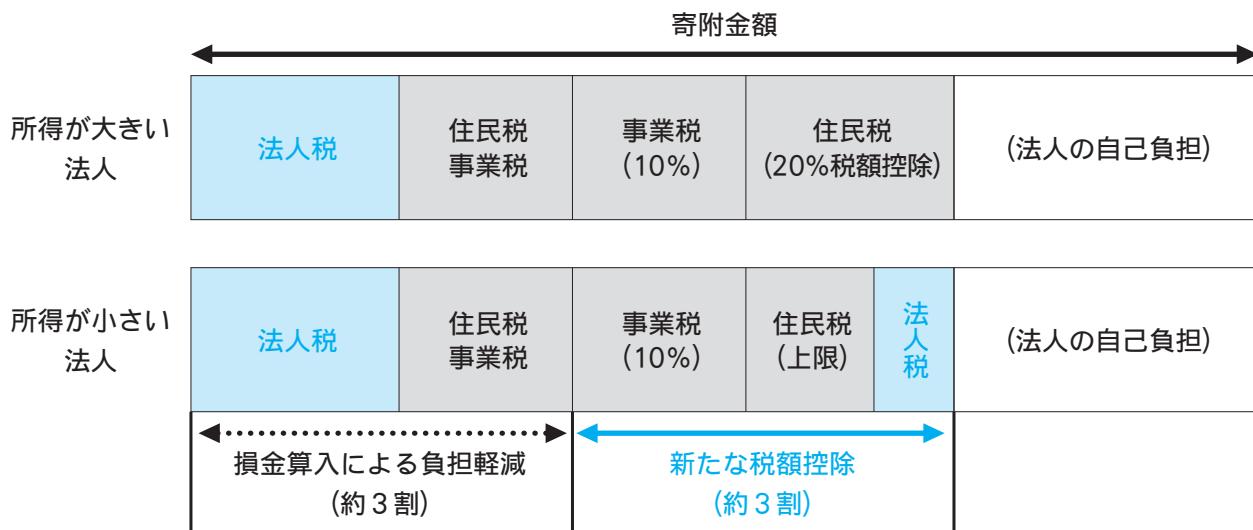
⑤ 企業版ふるさと納税の創設

地方公共団体が行う地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して、法人が行った寄附について、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額を控除する地方創生応援税制、いわゆる「企業版ふるさと納税」が創設されました。

これまでも、地方公共団体に対する寄附金の支出額は、法人税では損金の額に算入され、法人税等の実効税率を30%とした場合には、寄附金額の3割に相当する法人税等が軽減されています。

平成28年度税制改正では、この損金算入に加えて、寄附金額の3割相当の税額控除を受けることができるようになります。

具体的には、①法人事業税では寄附金額の10%（上限は税額の20%。ただし、平成29年度以降は15%）、②法人住民税では寄附金額の20%（上限は税額の20%）、③法人税では②で控除しきれなかった金額と寄附金額の10%のうちいずれか少ない金額（上限は税額の5%）が、税額控除されます。



寄附を受ける地方公共団体は、あらかじめ地域再生計画を再生し、国の認可を受ける必要があります。

また、三大都市圏にある交付税不交付団体や主たる事務所の立地団体に対する寄附は対象外となります。

適用時期

改正地域再生法の施行の日（平成28年4月20日）から平成32年3月31日までに支出した寄附について適用されます。



父と母を想う

株式会社 エスパ

代表取締役 宮上 史郎

私は9月6日が来ると70歳になり「古希」を迎えます。この年になって最近 無性に父と母への感謝の念と愛しむ思いが募ります。父は平成17年3月に99歳で他界しました。あと2週間で満100歳でした。母は私を生んで長い年月入院を繰り返していましたが、平成22年3月に94歳で他界しました。以下は2人の五七日法要を営み忌明けした際のご挨拶文で私の父母への想いを綴った文章の一部です。

—父への想い—

私が小学生の頃、「あなたの尊敬する人物は誰ですか」という先生の質問に多くの友は、「野口英世」「湯川秀樹」「ナイチンゲール」とか多彩でしたが、「父親です」といったのは私だけでした。

99歳までの父の背中を見ながら 会話の少ない中にも男の生き方を教えてくれた事がありました。家族で食事をしていた時、私が息子に「実るほど頭を垂れる稻穂かな」と言う言葉を言って聞かせていたら、咄嗟に父曰く まだその上に大切な言葉がある「垂れるほど人の見上げる藤の花」でありました。さすが親父と尊敬の念を高め、私の心の中には唯一の教訓として生き続ける事と思います。そして永年 自治会長を勤め、詩吟を愛し、多くの人の信頼を受け、明治・大正・昭和・平成を生き抜いた少し頑固な父を誇りに思います。

—母への想い—

太平洋戦争終戦の後、昭和21年9月に私を生み、大混乱の世の中 又 大貧困の中で子供の為、わが身の辛苦をいとわず、病身の身でありながら私達を育ってくれた母。

「人様を恨んではいけない」「人様に迷惑をかけてはいけない」「女は魔物ですよ」

「いつまでもあると思うな親と金」「親の目の黒いうちにお金を貯めなさい」等々 男が人生を生きゆく為に数々の事を教えてくれた母。永年に渡る民生委員の活動、多くの趣味を持ちながらも極めて精力を注いだ「細川流盆石」に打ち込む姿は、晩年の全てであります。

近くの幼稚園のちびっ子達に囲まれ「盆石のおばあちゃん」と称され、母にとってはこの上ない最高の喜びであったと思います。大変 病弱な母が94歳まで生かされた裏には、本人の生きなければならぬと云う強い信念があり、まさに生きる尊さを身を持って教えてくれました。

最高の母であります。

ふれあいコーナー



バンド活動を楽しむ65歳

ホームページ制作会社
有限会社スタジオオール

代表取締役 平田 晃

「女の子にもてたい。」そんな不純な動機で始めたバンド活動、中学生時代 まずはご多分に漏れず、不良がやってる「エレキギター」から始め、おまけにプラスバンドに入部。勉強もせずに、音楽三昧の毎日でした。

高校時代、今度は「フォークバンド」それも大学生とバンドを組んで、全国大会まで行く始末です。それでも、20歳になって心を入れ替え、音楽から足を洗い、グラフィクデザイン（広告デザイン）の道に専念し、26歳で起業して「有限会社ジャック」設立。また45歳で上京してホームページ制作の「有限会社スタジオオール」設立。以降10年間は東京と津を行ったり、来たりで2つの会社経営に四苦八苦でした。

そして私が55歳の年の暮れに、母が突然他界し、ここで自分の人生を見直すきっかけになりました。これからのお後の楽しみに「おやじバンド」を結成、学生時代の仲間を集めて1960年代のアメリカンポップスバンドを始めました。

バンドの構成は、男性4人（全ておやじ）、女性2人（オバさん）、ワイワイ・ガヤガヤ、「腰が痛い」だの「神経痛」だの、言いながら それでも楽しく練習に励んでいます。

ライブハウスからライブの声がかかると飛んで行って、地元津はもちろん、名古屋・四日市・鈴鹿・松阪・尾鷲と行った先の地元バンドさんとも交流しながら、楽しいひとときを明日の糧に、じじい達は、老体にむち打ち65歳を満喫しております。



☆おじゃまします☆



有限会社 洋菓子タカクワ

代表取締役 高桑 誠

津市渋見町300-35

TEL 059-213-3100

Q

会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

事業内容は、洋菓子の製造販売および喫茶です。創業は、1999年(平成11年)12月4日。創業17年目です。営業時間は、9:00~20:00 定休日は、火曜日です。

**Q**

社是とかモットーはございますか。

良い材料を使って安く提供すること。
お菓子の種類をたくさん作ることです。

**Q**

今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

クリスマス商戦時に、「苺」が高くなつたこと。

**Q**

これから展望とか夢はいかがですか。

常に新しい商品を開発し、お客様に喜んでいただけるお菓子を作っていくみたいです。

Q

今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

専務(次男)が青年部会に入会して、色々と勉強させていただいております。

Q

お子さまの頃はどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

小学生のころ、ドーナツやカレーライスを作ることが好きで、将来はフランスで料理修行をしたいと思っていました。

**Q**

健康のためなさっている事はありますか。

立仕事のため、手が空いたときは、なるべく歩くようにしています。

Q

ご趣味は何ですか。

登山です。

Q

お好きな言葉とか、座右の銘とか。

「ありがとう」です。

お客様から「ありがとう」と言われた時が、一番うれしい時です。

Q

何かPRなさることはありますか。また最後に何か一言ありませんか。

窯出し一番 半熟チーズ・三重県産米粉のカステラ・モンブランがオススメです。ぜひご賞味下さい。

また、キャラクターを描いたり、立体でも製作もしております。オリジナルデコレーション等、お気軽にご相談下さい。



☆おじゃまします☆



中部建設工業株式会社

取締役本部長 原 田 朋 幸

津市北丸之内204
TEL 059-226-3609

Q

会社のお仕事(事業の内容)は…。ご創業はいつですか。

主な事業は、都市ガス、プロパンガスの導管工事、ガス設備工事および水道事業です。
創業は、昭和23年3月27日です。



Q

社是とかモットーはございますか。

お客様が満足していただけることを第一に、
コンプライアンスを重視しながら、創意と
工夫を積み重ね 地域貢献できる企業である
ことです。

Q

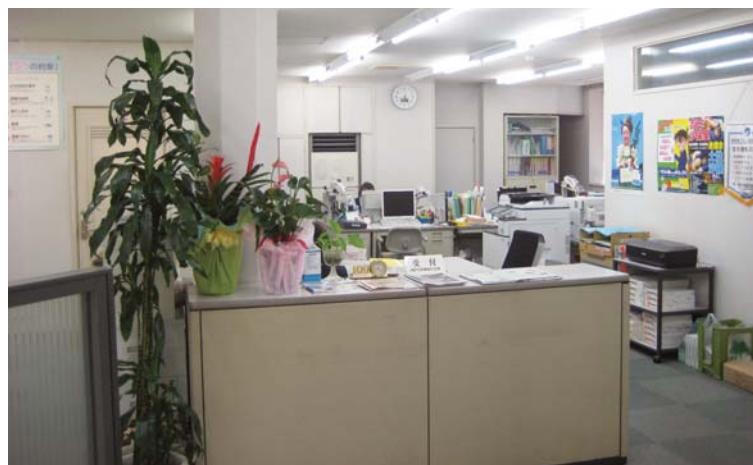
今までのご苦労話やお困りになったことはございますか。

全く違う業界で働いていましたので、新たな業界の資格を取っていくにあたり、若干記憶力を奮い立たせることが難しかったです。(笑)

Q

これからの展望とか夢はいかがですか。

来年4月からガスも自由化に向かいます。時代の流れをつかみ、その流れに乗れるよう
にしたいです。



Q 今の日本の税制、あるいは法人会について何かご意見はございませんか。

企業の発展を考えた税制であってほしいと願っています。

Q お子様の頃はどのような「将来の夢」をお持ちでしたか。

今でも飛行機が好きですが、パイロットになりました。



Q 健康のためなさっている事はありますか。

これ以上、太りたくないと願っています。(笑)

Q ご趣味は何ですか。

ゴルフ、スキー、ヨット、麻雀、たまにバイオリンを弾いています。

Q お好きな言葉とか、座右の銘とか。

準備8割！ 成功の裏には準備がある！！

Q 何かPRなさることはありますか。また最後に何か一言ありませんか。

都市ガス、プロパンガス工事に関してのお見積り、ご要望は直接、ご依頼いただければ、すぐに対応させていただきます！



目で見る 法人会活動

●●●●● 第70回 東海法人会大会 ●●●●●

平成28年3月8日(火) (於)ウエスティンナゴヤキャッスル

名古屋国税局管内の愛知・岐阜・三重・静岡県内の法人会から約450名が集まり、津法人会からは3名が参加しました。

三単位会が研究発表を行い、次回開催県を代表して、竹林三重県連会長から挨拶があった。



公益社団法人津法人会会長
(一般社団法人三重県法人会連合会会長)

竹林武一氏が
第52回県民功労者表彰を受賞されました



中小企業や地域経済の振興発展に寄与した功労により、第52回
県民功労者表彰を受賞されました。誠におめでとうございます。

目で見る 法人会活動

● ● ● 一般社団法人 三重県法人会連合会 第4回通常総会 ● ● ●

平成28年6月16日(木) (於) プラザ洞津



公益財団法人 全国法人会総連合の「功労者表彰規定」および一般社団法人 三重県法人会連合会の「表彰規定」により、今年は4名の方々が受賞されました。

● 公益財団法人 全国法人会総連合会長表彰 ●

【単位功労者】



川喜田 久 様
(理事・三重トヨペット(株))



平松正彦 様
(理事・(株)ヒラマツ)

● 一般社団法人 三重県法人会連合会会长表彰 ●

【役員功労】



磯田泰之 様
(理事・(株)磯田土建)



江間昭次 様
(理事・(株)神広エージェンシー)

目で見る 法人会活動

● ● ● ● ● 研修委員会活動 ● ● ● ● ●

● 2月2日(火) (於) 津都ホテル ●



「伊勢志摩サミットに向けた三重県の取組について」



三重県知事
鈴木英敬 氏



三重県雇用経済部伊勢志摩サミット推進局長
西城昭二 氏 (現在、戦略企画部長)

● 7月4日(月) (於) 津商工会議所 ●



「初級複式簿記講座」

—— 津商工会議所と共催 ——

公認会計士
安井広伸 様

今年も津商工会議所と共に8月8日(月)
まで計12回開催し、27名が受講されました。

● 7月14日(木) (於) 津都ホテル ●



「平成28年度税制改正セミナー」

—— 津商工会議所と共催 ——

税理士
中田健一 様

平成28年度税制改正について、詳しく解説
いただき、64名が参加されました。

目

でみる

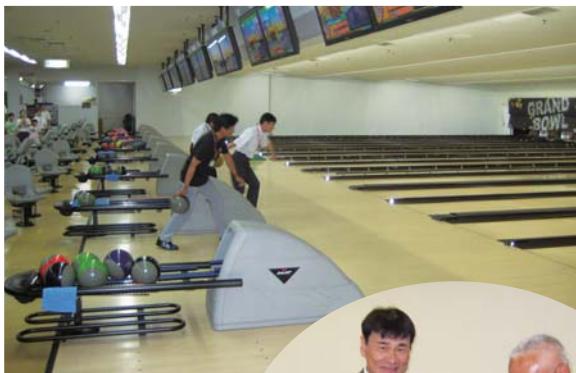
法人会活動

● 厚生委員会 ●

● 会員親睦ボウリング大会 ●

8月3日(水) 18:00~ (於) 津グランドボウル

今年は、113名参加いただき、会員交流を図り、大いに楽しんでいただきました。



◆上位入賞者(スコア)◆

優勝 石川雅敏氏 (365)

2位 南出勝行氏 (335)

3位 雲井一樹氏 (324)

★☆★ 今後の行事予定 ★☆★

日 程	行 事 内 容	場 所
9月5日(月) 16:00	第2回理事会	津都ホテル
9月21日(水) 13:30	研修会 「メンタルヘルス対策セミナー」	サンワーク津
10月6日(木) 8:00	第15回会員親睦ゴルフ大会	伊勢中川カントリー
10月29日(土) 13:30 14:00	絵はがきコンクール表彰式 全体研修会 「長生きしたければ 知っておきたい健康常識○と×」 講師 医師 池 谷 敏 郎 氏	津都ホテル
11月2日(水) 7:30 津駅出発	研修バス旅行 世界文化遺産 「京都 平等院」見学とサントリー(株)京都ビール工場視察	



目で見る 法人会活動

● ● ● ● 支 部 研 修 会 ● ● ● ● ●

● 一志支部研修旅行 ● ● ● ● ●

1月11日(月・祝) 「大阪 今宮戎神社 商売繁盛参拝」

従業員、家族を含む会員様36名がご参加いただき、十日戎の今宮戎神社に初詣、商売繁盛祈願を行い、また梅田空中庭園展望台を見学しました。支部会員の交流、情報交換の場として、楽しい研修旅行でした。車中では、国税庁作成による「寄付金控除を受ける方」「災害等にあったときの税の軽減」関連のDVDにて研修を行いました。



● 橋南・南郊支部研修旅行 ● ● ● ● ●

1月19日(火) 初春の郡上八幡を訪ねて
「食品サンプル作りと街並み散策」

名水の城下町、郡上八幡を散策して、その風情を満喫いただき、またさんぶる工房にて「食品サンプル作り」を体験しました。19名の会員様にご参加いただき、支部間交流、情報交換の場として、大いに盛り上りました。車中では、国税庁作成による「寄付金控除を受ける方」「災害等にあったときの税の軽減」関連のDVDにて研修を行いました。



目で見る 法人会活動

● 支部研修会 ● ● ● ● ●

● 久居支部研修旅行 ● ● ● ● ●

1月26日(火) 滋賀

近江神宮参拝と近江商人のふるさと 近江八幡散策

滋賀県近江神宮に初詣を兼ねて参拝後、近江八幡を訪ねて、ボランティアガイドさんとともに、近江商人のふるさとを散策しました。28名の会員様にご参加いただき、大いに交流を深めていただきました。また車中では、国税庁作成による「寄付金控除を受ける方」「災害等にあったときの税の軽減」関連のDVDにて研修を行いました。



● 津北・橋北・安芸支部合同研修会 ● ● ● ● ●

2月15日(月)

租税研修

参加会員 25名

「自主点検チェックシート」 に関する説明

講師

津税務署 法人課税第一部門 統括国税調査官

小澤伸之 様



「本社移転とその経緯について」

講師

三重リコピー株式会社 社長

林 昭久 様



ご挨拶



(公社)津法人会女性部会 部会長 廣田 都

ものものしい警護の中、テロの脅威を感じながらの「伊勢志摩サミット」も無事終わり、いつもの暮らしが戻りました。

一段と暑く感じる夏の日々、皆様いかがお過ごしでしょうか。

日頃皆様には、女性部会へのご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

女性部会では、報告会も終わり、新しい年度の活動も始まりました。

7月の研修会には、130名を超える皆様に参加頂き、「長寿と幸福度」への関心の高さを感じました。

第10回を迎えた映画会、昨年から始まった「税金クイズ」では、実行委員会を立ち上げ、問題もキャラクターも部会員で手作り！映画会をおおいに盛り上げてくれました。

税金とは何か？税金は何に使われているのか？今後も税金クイズを通して子どもたちに、税の仕組みや大切さを少しでも伝えていきたいと思っています。

どうか今後とも、女性部会へのご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

報告会

日時：平成28年4月13日(水)

今年は、なばなの里のイルミネーション見学のために午後から出発という、いつもと違った報告会となりました。生憎の小雨模様の中、また高速道路のリフレッシュ工事による渋滞を避けるため、直前に出発時間を早めて一般道にて長時間乗車を覚悟して出かけました。



車中では、平成27年度事業・会計報告、平成28年度事業計画の報告が行われました。



予想に反してバスはスムーズになばなの里に到着し、満開の見事なチューリップ畑をゆっくりと眺めることができました。

食事の後はイルミネーション見学。今年は「アルプスの少女ハイジ」をテーマにアルプスの山々の四季を表現し、ハイジがかけ回る様子はとても可愛らしいものでした。少し童心に返った気分で帰途に着きました。

松田弘子

全国フォーラム

日時：平成28年4月14日(木)

3.11からの復興途上にある福島県郡山市に全国から約1,600名が集い、津会からは部会長をはじめ3名が参加しました。福島女性部会の方たちから熱烈の歓迎を受け、嬉しくなりました。



第1部の記念講演では、福島を拠点として活躍されており「泣きの大和田」で知られているフリーアナウンサーの大和田新氏が、3.11にまつわるエピソードを交えながら、私たちに被災された方たちの悲しみ・苦しみを語って下さいました。涙があふれました。第2部の式典では、ご来賓の祝辞からも、震災から立ち直り、このような盛大な大会を開催できた喜びの声に溢れていました。特に、郡山市長の祝辞は厳しい現実に立ち向かって進んで来られた強さ、前向きさが感じられ胸が熱くなりました。この会場も、震災当時は避難場所として利用されており、多くの方々が寝泊まりされていたということです。その場にいると複雑な気持ちになります。また、復興のために勿論税金が使われていることは知っているのですが、こうして現地に行き、税金への感謝の言葉をお聞きすると改めて税金の大切さを感じます。

そのほか、復興途上の中での福島女性部会の活動報告を拝見させて頂きました。

第3部の懇親会はフラガールのダンスなどで盛り上がり、盛況のうちに開催となりました。

来年は鹿児島県で開催されます。

神田 千津子

研修会

「世界一長寿の国で幸せに生きるために」

日時：平成 28 年 7 月 6 日(水)

医学博士であり、小説家でもある、矢野隆嗣先生にお話いただきました。

猛暑の中、涼しい会場で平均寿命、健康寿命とともに、世界一となった日本で、心豊かな老後を迎えるにはどうすれば良いか、新世界紀行のような、幸福度指数世界一の「アンドラ公国」紹介のビデオで始まり、紛争の無い国に暮らすことはもちろん、長寿と幸福度は経済に比例していて、医療や環境設備の整った国ほど幸福度数が高いこと。それにはどれくらいお金が有れば良いかということを、ノーベル賞経済学者のアンガスディートンが年収 7 万 5 千ドル（日本円で 600 万円）という具体的な数字をあげて証明していること。



確かに、経済的裕福はある程度の幸福は保障してくれます。

しかし、地球幸福度指数(HPI)という、地球環境と人とのかかわりを表す指数があり、その基準で行くと、発展途上国の方が幸福度指数は高くなっています。先進国といわれる国は低くなっています。

そのように、人の幸福度は測りようがなく、言葉を言及すれば生きることの意味になってきます。

世界の著名人が残した名言には「ユーモア」「心のゆとり」「希望」が人生には必要と多く出てきます。

昔から、よく食べ、良く働き、良く笑う人は元気に長寿の確率が高く、健康の基本は、食べることと活動することに集約されるとすれば、食事の摂れるうちは、しっかりと食事を摂り、今の日本では、心豊か



に老後を迎える為に、自分自身で生きることの楽しみを見出せる可能性が多いこと、たとえ、体の機能にどこか衰えたり、障害が出てきたとしても、文明の力、AI(人工知能)やIT(情報技術)の力を借りて、人生を楽しむ可能性を探っていくこともできるという「人生を楽しみつくすこと」をしていきましょうという広く深いお話をしました。

80歳までの食事計算はざっと 87,000 食。

梅本真澄

矢野 隆嗣(やの たかし)氏 ご紹介

医学博士。専門消化器外科
小説家：ペンネーム 佐伯 晋(さえきしん)

〈略歴〉

1952 年 松阪市生まれ。
1971 年 県立伊勢高校卒
1977 年 三重大学医学部卒
三重大第一外科人局
1993 年 済生会松阪総合病院 外科部長
1994 年 三重大第一外科 講師
1999 年 松阪中央総合病院 外科部長
2009 年 早期退職
2016 年 現在に至る

佐伯 晋(さえきしん)の略歴

2002 年 大阪文学学校入学
2006 年 卒業(2012 年まで研究生として在籍)
2012 年 文芸誌「あるかいど」編集長
大阪文学学校 講師
2014 年 社団法人 大阪文学協会 理事
2016 年 朝日カルチャーセンター名古屋校 講師



2012 年上梓

平成28年度 今後の行事予定

- 10月 22日(土) 13:30~15:00 津都ホテル 5F 講演会『あるがままに生きて』講師 鮫島 純子 様

- 11月 17日(木) 研修親睦バス旅行(浜松方面)

女性部会員募集

女性ならではの目線で年代・職種を超えて、学び・楽しみ親睦の輪を広げましょう。一步踏み出し少し違う世界も感じてください。新たな自分が、発見できるかもしれません。お待ちしております。



個人住民税における特別徴収について

平素は税務行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

三重県と津市では、給与所得者の利便性を向上させるとともに、収入未済額の縮減につなげるため、平成21年度から連携して、給与所得者における個人住民税の特別徴収の推進に取り組んできました。

その結果、平成27年度の給与所得者における個人住民税の特別徴収割合が、87.9%となり、全国で2番目に高い水準となっています。

また、津市においては、90.7%と県内平均を大幅に上回る県内2番目の高水準となりました。

これまでの、給与支払者（事業者）及び法人会をはじめ各団体の皆様方には多大なご協力を賜り深く感謝申し上げます。

今後も、納税者の利便性の向上や税の公平性の確保及び納期限内納付を推進してまいりますので、引き続きご理解、ご協力をお願いします。

・三重県内の個人住民税の特別徴収割合

	年度	特別徴収の割合	全国又は 県内の平均	順位
三重県	27年度	87.85%	79.0%	全国2番目 (山梨県：87.94%)
	26年度	86.1%	76.0%	
	21年度	66.0%		
津 市	27年度	90.7%	87.9%	県内2番目 (いなべ市：91.4%)

・お問い合わせ先

○ 制度の推進について

三重県津総合県税事務所

☎059-223-5023

○ 賦課・徴収について

津市政策財務部 市民税課

☎059-229-3130

● 事務局だより ●

1. 趣味のコーナー

●●●● 俳句、短歌、川柳の投稿 ●●●●

- ・お題は「山」

宛 先 広報委員会

応 募 FAX、ハガキでお願いします。

投稿はお1人様2首まで。住所、氏名、電話番号記載の上ご投稿下さい。

優秀作品は次回「ふれあい」に掲載させていただきます。

2. 表紙写真のご紹介

★ヨセミテ滝

北アメリカで一番落差（739m）のある滝である。

ヨセミテ滝はアッパーフォールFall（436m）と、ローワーフォール（97m）、そしてその間のカスケード（206m）の3段からなる。春先（4月から5月）は雪解け水で迫力があるが、8月になると殆ど水が無くなる。全体を見るにはセンティネル・ブリッジの駐車場から、グレーシャーポイントからも良く見える。ヨセミテバレーロッジから歩いて観に行くことが出来る。

写真提供：株式会社小林運輸 取締役会長 小林俊二様

3. 諸変更に関するお願い

諸変更に関して、所定の用紙はございませんので、諸変更がございましたら、書面に変更内容をご記入、記名、捺印いただき、事務局までFAXもしくは郵送お願いします。

4. お礼

- ・第4回通常総会時 熊本地震による被災法人募金額 11,500円

5月30日(月)第4回通常総会にて、熊本地震による被災法人募金をお願いし、11,500円募金をいただきました。ありがとうございました。

本会から30,000円拠出させていただき、合計41,500円全法連を通じて、被災県連へ送らせていただきましたので、お礼かたがたご報告申し上げます。

[発 行] 公益社団法人 津法人会 広報委員会
〒514-0006 津市広明町121 津税理士会館4階
(TEL 225-1302・FAX 227-6085)
<http://www.tsu-hojinkai.or.jp>

[印 刷] 共立印刷株式会社



法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

これからも
企業の繁栄を
サポートしつづける
経営者大型総合
保障制度です。

Daido 大同生命保険株式会社

三重支社/三重県津市栄町1-840
TEL 059-226-1363

AIU AIU損害保険株式会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル2F) TEL 059-229-1581

◎ご検討・ご契約にあたっては、設計書
(契約概要)・注意喚起情報・ご契約の
しおり 約款を必ずご覧ください。

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

（引）受保険会社

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社

〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0023 6月10日